



平成 22 年 5 月 13 日

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社
コード番号 6 9 7 6 東 証 一 部
代 表 者 名 代表取締役社長 神崎 芳郎
問 合 せ 先 経 営 本 部 広 報 部
部 長 櫻 井 博 行
T E L (0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代
U R L <http://www.ty-top.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1)当社のコーポレートブランド (TAIYO YUDEN) と商号の表記を統一することで、グループ全体のブランド価値向上を図り、更なる事業発展に資するために、商号の英文表記を大文字に変更するものです。
- (2)会社の意思決定に参加し、取締役の業務執行の監視および相互監督を行う取締役と業務執行を行う執行役員の役割責任を一層明確化し、執行役員機能を強化するために、役付取締役制度を廃止し定款から役付取締役についての規定を削除するものです。

2. 変更内容

変更内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は太陽誘電株式会社と称し、英文では <u>Taiyo Yuden Co., Ltd.</u> と記載する。 第 2 条 ～ (条文省略) 第 12 条 (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。 第 14 条 ～ (条文省略) 第 19 条 (代表取締役および役付取締役) 第 20 条 当社は取締役会の決議により代表取締役	(商号) 第1条 当社は太陽誘電株式会社と称し、英文では <u>TAIYO YUDEN CO., LTD.</u> と記載する。 第 2 条 ～ (現行どおり) 第 12 条 (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 <u>他の取締役</u> がこれに代わる 第 14 条 ～ (現行どおり) 第 19 条 (代表取締役) 第 20 条 当社は取締役会の決議により代表取締役

を選定し、そのうち1名を取締役社長とする。 <u>2. 必要あるときは取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役をそれぞれ若干名選定することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 第22条 ～ 第39条 (条文省略)	を選定する。 (削 除) (取締役会の招集権者および議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 第22条 ～ 第39条 (現行どおり)
--	--

3. 日程

平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会に付議承認後、効力が発生するものいたします。

以上